

宗旨留難

細川行信

昨年度(平成元年十一月二十三日)の教学大会は、真宗の興隆に関する統一テーマの下、いくつかの研究発表が行われた。これについて私見を発表し、特に先年来わたくしに問題とする『教行証文類』信巻に引かれる律宗の用欽の文、それは「説法難」を釈する中で、この「法」すなわち念仏が「轉凡成聖」の教であり、いうところの「難」は『弥陀經』の「難信」であることを明示する。したがって、念仏を停廢・停止する弾圧を、われら真宗学徒は安易に「法難」というべきでない事を、源空と親鸞さらには蓮如にまで及ぶ伝統—真宗の興隆と護持についての史料—より、こんにち世俗の対立論理の中で、念仏の法の何たるかを押えずに用いるのを、自誠をこめて論考をまとめた。

而して、このことは、その後も念頭から離れず、今回たまたま原稿依頼があったので、ここに源空が浄土立宗されて以来、専修念仏に対する弾圧が如何に伝えられてきたのか、そのことを特に恵空の『叢林集』より史料を求めてみたところ、その巻九に「宗旨留難」という一項があった。そして、この「宗旨留難 第七十八」は、元禄十一年(一六九八)に再治された『叢林集』全九巻中、前六巻の義集四十八について、第七・八・九巻の事集三十、その最後の一項目であり、そこに次の通り記載されている。

一 御在世遠流之事、第一之留難也

一 建曆二年十月、鎌倉壽福寺葉上法印謗念仏^一妨^ニ宗義^ニ時、西信覺阿經^ニ奏聞^ニ擊^ニ解狀^ニ以防護、彼狀云、望乞蒙恩裁、欲^レ誑^ニ念仏者^ニ彼法印於^ニ將軍家之前^ニ被^レ召^ニ決^レ兩方^ニ令^レ弘^ニ興^ニ佛法之綱要^ニ、仍粗勘^ニ事狀^ニ、言上如^レ件、以解、建曆二年壬申十月日、沙門西信覺阿等已上

一 御在世時於^ニ關東^ニ專修^ニ一流最危カリシ時、性信房等懇^ニ訟^ニ事於鎌倉、開^ニ排^ニ關東之障^ニ、宗旨安堵、粗見^ニ御消息集^一

一 存覚記云、於^ニ關東^ニ有^ニ專修念仏停廢事^ニ、其時唯善竊馳下、以^ニ巨多之料足^ニ被^レ申^ニ成安堵之御下知^ニ了^ニ、乃至其文於^ニ親鸞上人門流^ニ者非^ニ諸國橫行之類^ニ、在家止住之土民等勤行之条、為^レ國無^レ費、為^レ人無^レ煩、不^レ可^レ混^ニ彼等之由、唯善為^ニ彼遺迹^ニ所^レ申、非^レ無^ニ其謂之間^ニ、所^レ被^ニ免許^ニ如^レ件、嘉元元年月日、加賀守^ニ三善判^ニ已上

一 覚如上人ノ時、正和元年秋、自^ニ叡山^ニ以^ニ事書^ニ妨^ニ礙^ニ專修寺之額^ニ、雖^ニ事在^ニ額意深廢^レ宗、申^ニ有^ニ座首慈什僧正^ニ遂歸^ニ無^レ為^一

一 曆応元年春、於^ニ備後国主前^ニ与^ニ法華宗^ニ對論、悟^ニ一法師^存勝決彼伏、其事在^ニ一期記^一

一 破邪顯正鈔述作ノ由来、又大ナル滯難也

一 寛正中、大谷破滅并前後処々難渋多^レ之事

一 吉崎御退出并数多ノ難義、加越宗門迷惑ノ事

一 山科御坊退轉ノ事

一 山科廢退ノ後、大坂ノ御坊ヲ武家ヨリ攻ル事

一 実如上人ノ時、超勝寺教芳等ガ謀叛、ソノ事ニ依テ加能越ノ騷動年ヲ重テ宗門留難スル事

一 信長公怨^ニ本寺^ニ、一宗永滅ノ所為、本寺及諸國難義ノ事

一 教如上人住職ヲ退セラレ遂ニ天下ノ門徒兩派トナレル事

聖人以来一宗之障礙、或一國一郡之停廢、可レ不ニ悉記、或有レ依ニ他之偏執嫉妬、或有ニ門下愚俗之偏党及ニ禍於宗、和尚云、見有修行起嘔毒方便破壞競生怨云云、夫以、積尊開ニ弘願於王宮、依ニ韋提ニ遇ニ逆縁、聖人興ニ真宗於辺土座ニ師弟ニ処ニ遠流、蓮如被レ破ニ大谷ニ遂為ニ普化之縁、教如所レ黜ニ職位ニ還成ニ大興之端、依レ此思レ之、鬪諍堅固末法之後我宗独成レ益也、藜々榮耀在ニ目前、洋々利益後々尚爾耳

以上、「宗旨留難」の箇所を全文所載したが、そこには十四の事件を挙げて年次順に並べられたものと思われる。それゆえ、わたくしに順番を施して整理したい。

- 1 承元元年（一二〇七）遠流。
- 2 建曆二年（一二一二）十月鎌倉寿福寺の謗妨。
- 3 親鸞晩年の鎌倉訴訟。
- 4 嘉元元年（一二〇三）関東における念仏停廢。
- 5 正和元年（一二一一）叡山よりの「専修寺」額の妨碍。
- 6 元亨四年（一二三四）『破邪顯正鈔』述作。
- 7 曆応元年（一二三八）存覚、備後国で法華宗と対論。
- 8 寛正年中（一二四〇～六）大谷本願寺破滅。
- 9 文明七年（一二四五）吉崎坊舎退去の難儀。
- 10 実如時代（任職一四八九～一五二五）超勝寺教芳の謀叛。
- 11 天文元年（一五三二）山科本願寺の退転。
- 12 天正四年（一五七六）信長軍、大坂石山を攻撃。
- 13 天正八年（一五八〇）信長、一宗永滅をはかる。

14 文禄二年(一五九三)教如、住職を退き、ついで分立。

右記の順位は恵空の記載と若干の異なりを以てした。このうち、6と7に前後するところは、存覚の『破邪顯正鈔』述作の方が法華宗との対論より前であり、また10の教芳は藤島超勝寺の伝によると一五二二〜一五九三年の在世、その生年の大永二年は実如の晩年に相当し、同五年(一五二五)二月二日に実如は六十八歳で没しているので、もし教芳の謀叛なら実如時代の後としなければならない等、なお若干の問題が残り、それぞれの事件を一件づつ検討しなければならぬが、ここに列挙する全十四の事件中、大きく時代別に分ければ、1・2・3は親鸞の時代、ついで4・5・6・7は覚如、8・9は蓮如、10・11・12・13・14は実如以降の時代にと四つに分けられよう。今このうち、親鸞在世における三件中、3の鎌倉訴訟は『親鸞聖人御消息集』(広本)第七通にいう「鎌倉にての御うたへ」で、この消息は「七月九日」に「性信御坊」すなわち飯沼の性信に宛てられたもので、鎌倉での訴訟に性信が献身的な苦勞に窺われる資料として留意され、その文中に「おほかたは、このうたへのやうは、御身ひとりのことにはあらずさふらふ。すべて淨土の念佛者のことなり。このやうは、故聖人の御とき、この身どものやう／＼にまふされさふらひしことなり」とあり、つぎに「念佛をとどめられさふらひし」と念仏停止の弾圧下いかに対処したかについて、さらに「それにつけても念佛をふかくだのみて、よのいのりに、こゝろにいられて、まふしあはせたまふべしとぞおぼへさふらふ。御文のやう、おほかたの陳狀よく御はからひどもさふらひけり。うれしくさふらふ」と、性信の陳狀を知って喜ばれた親鸞の心境が察せられる。こうした鎌倉幕府による専修念仏者の弾圧について、先に掲げた「故聖人」すなわち源空の在世中、いろいろと申された旨を消息を通して親鸞は性信に伝えている。この事より私は、まず源空も四国へ流された所謂「承元の弾圧」について、第一の宗旨留難を確かめてみたい。

この「承元の弾圧」は、具には承元元年の専修念仏弾圧と申すべきで、承元元年は十月二十五日に改元され、この年の二月十四日、興福寺衆徒が源空および行空や遵西などが専修念仏を唱え他宗を誘うものとして処罰するもので、

正確には建永二年の弾圧ではあるが、このおり師源空と共に流刑に処せられ、遠く越後へ赴いた親鸞が自ら「承元丁卯歳仲春上旬之候」(『教行証文類』後序)と誌し、そののち『親鸞伝絵』(下ノ一)『拾遺古徳伝』(七)など、いずれも「承元」の元号にて用いるので、それに私もしたがいたい。

ところで、承元の弾圧は周知のごとく『歎異抄』おわりに罪科記録として、こんにち最古の写本すなわち蓮如書写本に「後鳥羽院之御宇法然聖人他力本願念佛宗ヲ興行ス 于時興福寺僧侶敵奏之上御弟子中狼藉子細アルヨシ 无實風聞ニヨリ罪科ニ處セラル、人數事」として、流罪と死罪の人名を載せる。すなわち、そこにも興福寺僧侶の敵奏によるとるので、直接の原因となった興福寺奏状を考究したいが、これには奏状の原文を明らかにしなくてはならない。ところで、この奏状は起草者の解脫房貞慶の筆跡はもちろん、鎌倉より室町中期に至る古い写本も伝わらないので、後の書写本について『國書總目錄』にもとめると、写本に天文八年と明和元年および天保九年のものがある事が知られた。このうち、天文八年(一五三九)本は東京大学史料編纂所蔵のもので、岩波思想大系15『鎌倉舊佛教』に原文を掲載する。これに対して、天保九年(一八三八)書写のものは東大寺図書館に襲蔵され、かつて伊藤祐晃も『浄土宗史の研究』に、この書写本を以て研究を進められた。なお、思想大系本もまた東大寺本を校合に用いられるが、その最後に「天保九年十一月上旬比以古本令写了三論宗公周」と誌し、もと寛永元年(一六二四)の古本を写したことも分かるので、今回は東大寺図書館へ大谷大学図書館より照会してもらい、現在、博士課程で『西方指南抄』の研究に専念される足立幸子さんに依頼し、資料を調査してきていただいたので、それをも参考にして、できるだけ正確に次に全文を掲げたい(半葉七行、一行十七字、カッコ内は私に補った。なお「は半葉毎の切れ、a bは表裏を示す)。

九箇条之失事

第一 立新宗失

第二 圖新像失

第三 輕釋尊失

第四 妨萬善失

第五 背靈神失

第六 暗淨土失

第七 誤念佛失

第八 損釋衆失

第九 亂國土失

1 a

1 b

與福寺僧綱大律師等誠惶誠恐謹言請被殊蒙天裁永永改沙門源空所勸專修念佛宗義狀

右謹考案內有沙門世号法然立念佛之宗勸專修之行其詞雖似古師其心多乖本說粗勘其過略

有二九箇条一

第一立新宗失 夫佛法東漸後我朝有八宗或異域神人來而傳受或本朝高祖往而請益于時上代明王勅而施行靈地

名所隨緣流布其與新宗開途之者中古以降絕而不開蓋機感已足法將不應之故欽凡立宗之法先分義道之

淺深能弁教門之權實引淺兮通深會權兮歸實大小前後文理雖繁不出其法不超其一門探彼至極以

為自宗譬如衆流之衆巨海猶似三方郡之朝一人矣若夫以淨土念佛名別宗者一代聖教唯說彌陀一佛之稱

3 a

名一三藏旨偏偏在西方一界之往生一欵今及三末代始令建一宗者源空其傳燈大祖欵豈如百濟智鳳大唐鑒真祇千代之軌範寧同高野弘法叡山傳教有三万葉之昌榮一者乎若自古相承不始于一今者逢誰聖哲一面受二口擇一以幾內證一教一誠示導一哉縱雖有レ功有レ德須下奏ニ公家ニ以待中勅許上私号ニ一宗ニ甚以不當

第一圖一新像一失 近來諸所翫一畫圖一世号ニ攝取不捨曼陀羅一弥陀如來之前有二衆多人一佛放ツ光明一其種々光或枉而横照或來而返一本是顯宗學生真言行者為レ本其外持レ諸經一誦神呪一造ニ自余善根一之人也其光所レ照唯專修念佛一類也見レ地獄繪像之者恐レ作ニ罪障一見レ此曼陀羅一之者悔レ修一諸善一教化之趣多以此類也上人云念佛衆生攝取不捨者經文也我全無レ過云々此理不レ然偏修ニ余善一全不レ念ニ弥陀一者實可レ漏ニ攝取光一既欣ニ西方一亦念ニ弥陀一寧以ニ余行一故隔ニ大悲光明一哉

第三輕一釋尊一失 夫三世諸佛慈悲雖一均一一代教主恩德獨重有レ心之者誰不レ知レ之爰專修云ニ身不レ礼ニ余佛一不レ稱ニ余号一其餘佛餘号者即釋迦等諸佛也專修々々汝誰弟子誰教彼弥陀名号誰示ニ其安養淨土一可レ憐末生忘ニ本師名一彼覺親論師法爰沙門不レ及ニ此咎一尚蒙一大聖呵一者欵善導禮讚文云南無釋迦牟尼佛等一切三寶我今稽首礼南無十方三世盡虚空遍法界微塵刹土中一切三寶我今稽首礼云々和尚意趣以レ之可レ知衆僧猶歸命況於三諸佛一哉諸佛尚不レ簡況於二本師一哉

第四妨一萬善一失 凡恒沙法門待機而開甘露良藥隨緣而授皆是釋迦大師無量劫中難行苦行所レ得正法也今執一佛之名号一都塞一出離之要路一不レ唯自行一普誠一国土一不レ唯棄置一到及一輕賤一而間浮言雲興邪執泉湧或云下讀ニ法花經一之者墮中地獄上或云下受ニ持一法花一淨土業因上者足誘大乘人也云々本誦ニ八軸十軸一及三千部万部一之人聞ニ此說一永以癡退到悔一前非一取レ捨本行宿習實深取レ企念佛薰修未レ積中途仰天歎息者多矣此外花嚴般若之帰依(真)言止觀之結

緣十之八九皆以弃置如三堂塔建立尊像造圖輕之咲レ之如レ土如レ沙福惠共闕現當憑少上人者智者也自定無三謗法心二欽
但門弟之中其實難レ知至三愚人者其惡不レ少根本枝末恐皆同類也昔信行禪師之立三三階行業一孝慈比丘之止三一乘讀誦一
全不レ輕三大乘二量二末世機二制三止其行二然 信行成三三蛇身二百千徒衆住三其口中孝慈當三鬼神之害一土人同類忽臥三高座
下三謗三大乘業罪中最大雖三三逆罪一復不レ能レ及是以弥陀悲願引攝雖レ廣誹謗正法捨而無レ救於戲西方行者所レ憑在
レ誰乎

第五背三靈神，失 念佛之背永別三神明不レ論權化實類不レ憚三宗廟大社二若牒三 神明一必墮三魔界一云々於三實類之鬼

神者置而不レ論至三權化垂跡一者既是大聖也上代高僧皆以煇敬彼傳教參三宇佐宮ニ參春日社一各有二奇特之瑞相一智證
詣熊野山一請三新羅神一深祈三門葉之繁昌一行教和尚袈裟之上三尊宿レ影弘法大師畫圖中八幡顯レ質一是皆不レ及三法然一之
人欽可レ墮三魔界一之僧欽就レ中行教和尚帰三大安寺一造三二階樓一上階安三八幡御躰一下階持三一切經論一神明若不レ足レ拜
者如何安三聖躰於法門之上哉末世沙門猶敬三君臣一況於三靈神一哉如レ此兼籠言尤可レ被三停癡一

第六暗三淨土一失 勘三觀無量壽經二云一切凡夫欲レ生三彼国一者當レ修三三業一者孝三養父母一奉三仕師長一慈心不殺修十善

業二一者受三持三婦一具三足衆戒一不レ犯三威儀一三者發三菩提心一深信三因果一讀三誦大乘一云云又九品生中說三上品上生一云

具三諸戒行一讀誦大乘一中品下生孝養父母行世仁慈云云曇鸞法師者念佛大祖也於往生上輩出三五種緣一其四云修三諸功德一

中輩七緣之中起塔寺飯食沙門云云又道綽禪師會三常修念佛三昧一文云行三念佛三昧一多故言三常修一非レ謂三全不レ行三余三

昧也云云善導和尚者所レ見塔寺無レ不ニ 修葺一然者上自三三部之本經一下至三三宗之解釋一諸行往生盛所レ許也加レ之曇

融巨橋善處造路常曼修レ堂善胃拂坊空忍採花安忍燒香道如施レ食僧慶縫衣各以三事相一善一皆得三順次往生一僧喻

之持三阿舍一行何之講三攝論一雖三小乘一經一雖三凡智講解一各有三感應一實詣三淨土一沙門道俊者念佛無レ隙不レ書三大般若一覺

親論師者專修忘^レ他^レ不^レ造^二積迦像^一皆妨^二往生願^一蒙^二大聖誠^一永改^二其執^一遂生^二西方^一當^レ知^レ不^レ依^二余行^一不^レ依^二念佛^一出
 離之道只在^二于心^一矣若夫法花雖^レ有^二即往安樂文^一一般若雖^レ有^二隨願往生之說^一彼猶相也少分也^レ如^二別相念佛^一不^レ
 及^二決定業因^一者惣則攝^レ別上必兼^レ下佛法之理其德必然何以^二凡夫親疎之習^一誤失^二佛界平等之道^一若往生淨土者非^二行
 者之自力^一者只憑^二弥陀之願力^一於^二余經余業^一者無^二引攝別緣^一無^二來迎別願^一於對^二念佛人^一不^レ能^二及^一二者為^二弥陀所化^一可
 預來迎^レ豈異人哉是人也逢^二積迦之遺法^一修^二大乘行業^一即其躰也若不^レ歸^二彼尊^一者實可^レ謂^二無緣^一若不^レ兼念佛^一者且
 可^レ為^二闕業^一既兼^二二邊^一何漏^二引攝^一若無^二專念^一故不^レ往生^二二者智覺禪師每日兼^二修^一一百ヶ之行^レ何得^二上品生^一哉凡
 造惡人者難^レ救而恣救^レ口稱小善者難^レ生而俱生^レ乃至十念之文其意可^レ知而近代之人到忘^レ本而付^レ末憑^レ劣而欺^レ勝寧叶^二
 佛意^一或彼帝王布^レ政^レ之庭代^レ天授^レ官之日賢愚隨^レ品貴賤尋^レ家至愚之者縱雖^レ有^二夙夜之功^一不^レ任^二非分之職^一下賤之
 輩縱雖^レ積^二奉公之勞^一難^レ進^二卿相之位^一大覺法王之國凡聖來朝之間授^二彼九品之階級^一各守^二先世之德行^一自業自得其理
 必然^レ而偏憑^二佛力^一不^レ測^二涯分^一是則愚癡之過也就^レ中假名念佛淨業難^レ然順次往生本意有^二違失^一戒惠俱闕所^レ特何事
 哉若經^二生々^一漸可^レ成就^二者一乘薰修^一三密加持豈亦無^レ其力^一哉同雖^レ沈愚團者深沈共雖^レ浮智鉢早浮況智之兼^レ行虎之
 有^レ翅也¹⁴以^レ遮^レ多佛宜^二照見^一但如^レ此評定自^レ本不^レ好^二專修黨類^一謬^二以^一井蛙^一之智猥^レ斥^二海鼈之德^一之間默^レ而難^レ止遂
 及^二天奏^一若愚癡道俗不^レ得^二此意^一或輕^レ往生之道^一或退^二念佛之行^一或不^レ兼^二余行^一無^レ生^二淨土^一者全非^二本懷^一還可^レ
 禁制^レ縱又依^二此事^一雖^レ為^二念佛瑕瑾^一比^二其輕重^一猶不^レ知^二宣下^一欵^{15b}

第七誤^二念佛失^一先於^二所念佛^一有^レ名有^レ躰其躰中^レ有^レ事有^レ理次付^二能念々相^一或口稱或心念彼心中^レ或繫念或觀念中
 自^レ散位^一至^二定位^一自^レ有^二漏^一及^二無漏^一淺深重々前劣後勝^レ然者口唱^二名号^一不^レ觀^レ不定^二是念佛之中^一麁也淺也若隨^レ世依^レ
 人此又雖^レ足^二正及^一校量^一者^{15b}争^レ不^レ弁^二差別^一爰專修蒙^二如^一此難^レ之時不^レ願^二万事^一只答^二一言^一是^レ弥陀大願有^二四十八^一念

佛往生第十八願也何隱チソハ余許ハ大願ヲ唯以ニ一種ノ二本願ト哉付ニ彼一願ヲ乃至十念ニ者舉ル其最下ノ也ヲ以ニ觀余ニ為レ本下及ニ

口稱ニ以ニ多念ヲ為レ先ト捨ニ十念ニ是レ大悲至深佛力ヲ尤大也其易レ導易レ生者觀念也多念也依レ之觀經云若人苦逼不得レ念

念佛應稱無量壽佛云云既稱名之外有ニ念佛言知其念佛是心念也觀念也彼勝劣兩種之中如來之本願寧置勝而取劣

劣哉何況善導和尚發心之初見淨土圖嘆云唯此觀門定超二生死遂入此道一發得三昧定知彼師自行十六想觀也念

佛之名兼觀與口若不然者作觀經疏亦作觀念法門云本經云別草題目何表觀哉而觀經付囑之文善導

一期之行唯在佛名者誘ニ下機之方便也彼師解釋詞有二表裏慈悲智慧善巧非レ守レ機機闕過於祖師欽誤亦雖

付口稱二心能具四修無闕真實念佛名為三專修一只以捨ニ余行為專以動口手為修可謂不專也非修之修

也憑虛假雜毒之行作決定往生之思寧善導之宗弥陀之正機哉凡云淨土云念佛云業因云往生江湖之淺深

難分行道之遠近易迷若不學諸宗之性相者爭輒知一門之真實哉爰我法相大乘宗者源出釋尊慈尊之肝心詳

載本經本論之誠文印度則千部論師十大菩薩立三破有空執晨旦亦三藏和尚百本疏主相承無謬雖道緯善導之說一

未足依憑然而彼亦為三昧發得之人豈背一生補處之說五求會通勿好乖諍一

第八損釋衆二失專修云下圍基雙六不乖專修云女犯肉食不妨往生末世持戒市中虎也可恐可惡若人怖罪憚惡

惡是不憑佛之人也如此鏡言流布國土為取人意還成法怨夫極樂教門盛勸戒行淨土業因以之為最所以

者何非戒律者六根難守忤根門者三毒易起妄緣纏身念佛之窓不靜貪嗔濁心寶池之水難澄此業所感豈

其淨土哉依之淨土業因盛用戒行教文如上載但末世沙門無戒破戒自他所許也專修之中亦持戒人非無今所歎

者全非其儀雖不如實受雖不如說持怖之悲之須生慙愧之處到破戒為宗叶道俗之心佛法滅緣無大

於此洛邊近國猶以尋常至于北陸東海等諸國者專修僧尼盛以此旨云云自不勸宣爭得禁遏奏門之趣專此在

於此洛邊近國猶以尋常至于北陸東海等諸國者專修僧尼盛以此旨云云自不勸宣爭得禁遏奏門之趣專此在

於此洛邊近國猶以尋常至于北陸東海等諸國者專修僧尼盛以此旨云云自不勸宣爭得禁遏奏門之趣專此在

於此洛邊近國猶以尋常至于北陸東海等諸國者專修僧尼盛以此旨云云自不勸宣爭得禁遏奏門之趣專此在

於此洛邊近國猶以尋常至于北陸東海等諸國者專修僧尼盛以此旨云云自不勸宣爭得禁遏奏門之趣專此在

於此洛邊近國猶以尋常至于北陸東海等諸國者專修僧尼盛以此旨云云自不勸宣爭得禁遏奏門之趣專此在

此等一欵

第九乱三国土^ニ失^フ 佛法王法猶如^ク三身心^ノ互見^ニ其安否^ヲ宜^ク知^ルニ彼盛衰^ハ當時淨土法門始興專修要行尤盛^ニ可^ク謂^フ王化中興之時欵但三學已廢八宗將^レ滅^ス 天下理乱亦復如何所願只諸宗与三念佛一苑如^ク乳水一佛法与三王道 永均^ニ 乾坤^ニ而諸宗皆信^ニ念佛^ヲ雖^レ無^ト異心^ニ專修^{シテ}深嫌^フ諸宗^ヲ不^レ及^ニ同座^ニ水火難^レ並^ニ進退惟^ニ谷^ノ若如^ク專修志^ノ者天下海内佛事法事早可^レ被^レ三停心^ニ欵而貴賤未^レ掃法命未^レ終盡者一全非^ニ他力^ニ忝^ニ我后^ノ欵慮無^レ動明聖^ノ之故也若及^ニ後代^ニ專修得^レ隙之時君臣之心視^レ余如^ク荅者縱雖^レ不^レ及^ニ三停癢^ニ八宗誠有若^ク亡^ス 欵矧^レ復弗沙蜜王之喪^ニ伽藍^ニ也容^ニ愚臣^ノ之諫言^ニ會昌天子之^レ亡^ニ僧尼^ノ也起^レ道士之嫉妬^ヲ法滅因緣將來難^レ測為^レ思^ニ此事^一泣^ク達^ス天聽^ニ若無^ニ當時之誠^ニ争絶^ニ後昆之惑^ヲ嗚呼兩門隨分之簪陶古來雖^レ多八宗同心之訴訟前代未聞^ノ之事之輕重恭仰^ニ聖斷^ヲ 天裁仰^ニ七道諸国^ニ被^レ糺^ニ改沙門源空專修念^ノ佛之宗義^ヲ者世尊付属之寄^ニ弥^ニ和^ニ法水^ニ於^レ舜海之浪^ニ明王照臨之德永拂^ニ魔雲於堯日之風^ニ矣誠惶誠恐謹言

(副) 制進

奏狀一通

右件源空偏執一門都滅八宗天魔所為佛神可痛仍諸宗同心欲及天奏之處源空既進怠狀不足簪陶之由依院宣有御制衆徒驚歎還增其色就中叡山發使加推問之日源空染筆書起請之役彼弟子等告道俗云上人之詞皆有表裏不知中心勿拘外聞云^{23 a} 其後邪見之利口都無改變今度怠狀又以同前欵奏事不實罪科^(別)重縱有^レ上皇之^レ敕旨争無明臣之諫言者望請息慈早經奏聞仰七道諸国被停止一向專修条々過失兼又行罪科於源空并弟子等者永止破法之邪執還知念佛之直道矣仍言上如件

元久二年十月日

24 a

皆寛永元歲次甲子九月日求之者也

持主亮慶

外題曰

興福寺之奏状

法然上人流罪之事
貞慶解脫上人草

元久二年者貞慶任笠置已離本寺之後十四年末移海住之前五ヶ年矣

24 b

以上、できるだけ原本本文を伝えるべく、また研究史料として使用できるようにと収載し、公周が「古本」を以て丁寧^①に写し、特に「イ」すなわち異本との校合（3 a, 10 b, 13 b）しているのも、今もそのまま示しておいた。

ところで、右の奏状を閲読して強く感じられることは、法然房源空が念仏宗を立てて専修念仏を勧める事に対する南都諸宗、それを代表して興福寺よりの抗議であり、第一の新宗を立てる事の過失にはじまり、第二失より以下は、その不当とする理由を一つづつ挙げたもので、このうち特に源空が「偏依善導」とする善導の积文（第三失、第六失）に対する誤解を指摘すると共に、弾圧をめぐって第四失にあげる「誹謗正法」の問題が、きわめて重要なものと思われる。すなわち正法を誹謗する誹法は、いわゆる信疑批判において自覚すべきものであろう。この信と疑に関しては、かつて聖覚が『唯信抄』に本文を結ぶにあたり「コレヲミム人 サタメテアサケリヲナサンカ シカレトモ 信誘トモニ因トシテ ミナマサニ淨土ニムマルヘシ」と誌した事について、私なりの領解を公にしたが、このことは、承元の弾圧に際し、住蓮と安樂が裁きの庭に召され、罪科が定まった時、安樂房蓮西が「見有修行起瞋毒 方便破壞競生怨 如此生盲闍提輩 毀滅頓教永沈淪 超過大地微塵劫 未可得離三途身」の文を誦し、ために逆鱗いよいよ盛んであったという。このことは舜昌の『法然上人行状絵図』第三十三に詳しく載せられるが、右の文が善導の『法事讚』下に出拠を求められる。すなわち、それは念仏の修行者に対し、瞋恚を懷き破壊するのは頓教を毀るもので、

そのような人たちこそ三途に沈むものである事を示したものである。而して、この釈文について『西方指南抄』下末に次のごとく文意を載せる。

コノ文ノコ、ロハ、浄土ヲネカヒ念佛ヲ行スルモノヲミテハ、瞋ヲオコシ毒心ヲフウミテ、ハカリ事ヲメクラシ、ヤウノノ方便ヲナシテ、念佛ノ行ヲ破テ、アラソヒテ怨ヲナシ、コレヲト、メムトスルナリ、カクノコトキノ人ハ、ムマレテヨリコノカタ、佛法ノマナコシヒテ、佛ノ種ヲウシナヘル闍提ノ輩ナリ、コノ弥陀ノ名号ヲトナエテ、ナカキ生死ヲタチマチニキリテ、常住ノ極樂ニ往生ストイフ、頓教ノ法ヲソシリホロシテ、コノ罪ニヨリテ、ナカク三惡ニシツムトイエルナリ、カクノコトキノ人ハ、大地微塵劫ヲスクトモ、ムナシク三惡道ノミヲハナル、事ヲウヘカラストイエルナリ、サレハサヤウニ妄語ヲタクミテ申候覽人ハ、カヘリテアハレムヘキモノナリ、サホトノモノ、申サムニヨリテ、念佛ニウタカヒヲナシ、不審ヲオコサムモノハ、イフニタラサルホトノ事ニテコソ候ハメ、オホカタ弥陀ニ縁アサク、往生ニ時イタラヌモノハ、キケトモ信セス、行スルヲミテハ、腹ヲタテイカリヲ含テ、サマタケムトスルコトニテ候也、ソノコ、ロヲエテ、イカニ人申候トモ、御コ、ロハカリハユルカセタマフヘカラス、アナカチニ信セサラムハ、佛ヲホチカラオヨヒタマフマシ、イカニイハムヤ、凡夫チカラオヨフマシキ事也、カ、ル不信ノ衆生ノタメニ、慈悲ヲオコシテ利益セムトオモフニツケテモ、トク極樂ヘマイリテ、サトリヒラキテ、生死ニカヘリテ、誹謗不信ノモノヲワタシテ、一切衆生アマネク利益セムトオモフヘキ事ニテ候也、コノヨシヲ御コ、ロエテ、オハシマスヘシ

ここに挙げたのは、津戸三郎入道へ出された源空御返事の一部であり、この文に先立って「ソラコトヲカマヘテ、サヤウニ念佛ヲ申ト、メムトスルモノハ、コノサキノヨニ念佛三昧、浄土ノ法門ヲキカス、後世ニマタ三惡道ニカヘルヘキモノ、シカルヘクシテ、サヤウノ事オハタクミ申候事ニテ候ナリ、ソノヨシ聖教ニミナミエテ候也」とあり、その聖教として善導『法事讚』の文を掲げ、文意を詳述された。而して、それが「ソラコトヲカマヘテ」と、即ち虚

言をたくらむ人たちこそ、まさしく仏種のない闍提の輩であり、三悪道に沈むものであるという。ところが、こうした師源空の教をうけた親鸞の場合、その消息中に「そらごとをまふし、ひがごとにふれて、念佛の人々におほせられつけて、念佛をとゞめんと、ところの領家・地頭・名主の御はからひどもものさふらふらんこと、よくよくやうあるべきことなり。そのゆへは、釋迦如來のみことには、念佛する人をそしるものをば、名无眼人とゞき、名无耳人とおほせおかれたることにさふらふ」(『親鸞聖人御消息集』九)といい、虚言を申し僻事にも関係して、在地権力者の「御はからひ」を「やうある」すなわち事情のあることとして、その「ゆへ」理由を「名无眼人」「名无耳人」という『安樂集』所引の『目連所問經』にもとめ、さらに善導の「五濁増時多疑謗 道俗相嫌不用聞 見有修行起瞋毒 方便破壞競生怨」(『法事讚』下)との、いわゆる經釈の文をあげ、つづいて「この世のならひにて、念佛をさまたげん人は、そのところの領家・地頭・名主のやうあることにてこそさふらはめ、とかくまふすべきにあらず。念佛せんひとゞきは、かのさまたげをなさんひとをば、あはれみをなし不便におもふて、念佛をもねんごろにまふして、さまたげなさん、たすけさせたまふべしとこそ、ふるき人はまふされさふらひしが。よくゞ御たづねあるべきことなり」とあり、ふたたび念仏者に妨害を加える人たちが、在地の領主・地頭・名主の「やうあること」と、再び示されると共に、これらの人たちに対して念仏者は「あはれみ」「たすけ」るようにと「ふるき人」が申されたという。ここにいう「ふるき人」は、既に先学も指摘される如く師(法然上人)の源空と確かめうるので、先に掲げた『西方指南抄』よりの記載も、史料として充分に応えられるものであり、それだけに『法事讚』の引文部分が、親鸞の消息中に挙げられたところと少し異なる事は留意される。すなわち、源空の場合は、『選択集』十六・慇懃章に引かれた「世尊說法、時將了、慇懃付三屬 彌陀名、五濁増時多疑謗、道俗相嫌不用聞、見有修行一起瞋毒、方便破壞競生怨、如比生盲闍提輩、毀滅頓教永沈淪、超過大地微塵劫、未可レ得レ離三途身、大衆同心、皆懺悔、所有破法罪因縁」のうち、安樂房が誦したのは「見有修行起瞋毒」より「未可得離三途身」までの文であり、親鸞消息の

文は「五濁増時多疑謗」より「方便破壞競生怨」までであり、しかも親鸞の場合はこの釈文のみならず経文を明かし、経釈の伝統より「やうあること」を聞思されたものに違いない。したがって、そのことは、

五濁増ノトキイタリ

疑謗ノトモカラオホクシテ

道俗トモニアヒキラヒ

修スルヲミテハアタヲナス

と詠まれた和讃『高僧和讃』善導讀廿二)によく窺われ、このことより次の和讃

本願毀滅ノトモカラハ

生盲闍提トナツケタリ

大地微塵劫ヲヘテ

ナカク三塗ニシツムナリ

を噛みしめる時、本願毀滅も生盲闍提も他人事でなく、何よりも『教行証文類』の信・化両巻の対応、すなわち親鸞の批判精神より、問題の信疑が自分自身の重要な課題として悲歎される。而して、このことは『唯信抄』の表現とも関わり、『教行証文類』を結ぶにあたり「信順為ニ因ニ疑謗為ニ縁ニ信樂彰ニ於ニ願力ニ妙果顯ニ於ニ安養ニ矣」と誌した事は、特に注目しなければならぬ。即ち、それは同じく後序のはじめに「竊以 聖道諸教行證久 廢淨土眞宗證道今盛然諸寺釋門昏ニ教ニ兮 不ニ知ニ眞假門戸ニ洛都儒林迷ニ行兮 無ニ辯ニ邪正道路」として、興福寺奏状による承元元年の「眞宗興隆大祖源空法師并門徒數輩不ニ考ニ罪科ニ猥ニ坐ニ死罪ニ或改ニ僧儀ニ賜ニ姓名ニ處ニ遠流」となり、専修念仏を停止し眞宗を弾圧するもので、その宗が受けた難に「予是一也」と遠流の一人として処刑された、その親鸞が自ら筆を執ったもので、その記録は恵空が「宗旨留難」の第一にかかげられ、ついで度かさなる留難を列挙されたについて、親

鸞を宗祖とする真宗の歴史を考察する上で、今回は先ず最初の「御在世遠流」が、どのような事縁で惹起したかを、東大寺図書館所蔵の「興福寺奏状」を紹介しながら述べさせていただいた。

なお、親鸞の後およそ二百年、真宗の再興を志願した本願寺蓮如が寛正六年（一四六五）山徒より大谷本願寺破却の弾圧をうけながら、志願の実現に身を捨てての生涯中、その言行のなか次の一条に心うたれる。

一 仏説ニ信謗アルヘキ由説ヲキ給ヘリ。信スル者ハカリニ謗人ナクハ、トキヲキ給フ事、イカ、ト思フヘキニ、ハヤ謗スルモノ有ウヘハ、信センニヲヒテハ必ス往生決定トノ仰セナリ。歎異抄見歟。

これは、実悟編『蓮如上人仰条々』に載せるもので、最後に少く「歎異抄見歟」とあるのが注意を惹く。今『歎異抄』の中に、右の信謗についての個所を求めると、それは第九条でないかと思われる。これは、私の推測であって更に今後の研究にまたなくてはならないが、第九条は「不喜不快」（『聞記』による）の章で、これについては、私に『教行証文類』信巻の真仏弟子積との関係において述べたが、^⑦ともかく問答をめぐっての第九条に留意すべきことを付記して、一応のまとめとしたい。

註

- ① 『真宗教学研究』第14号。
- ② 『真宗史料集成』第八巻の三三九、三四〇頁。
- ③ 大谷大学編『真宗年表』に起勝寺の第七世「顯祐（教芳）文禄二・六・二九〇」とある。
- ④ 『真宗教学史の研究2』三二二～五頁。
- ⑤ 宮地廓慧『御消息集講讀』六四頁。
- ⑥ 『真宗史料集成』第二巻の四七六頁。
- ⑦ 『真宗教学史の研究2』一四四～一六一頁。